

諮詢相手：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月10日（令和7年（行情）諮詢第1048号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第698号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度決定10」につづられた文書の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「行政文書ファイル（平成21年度決定10）に綴られた文書の全て」  
(以下「本件請求文書」という。) の開示請求に対し、別紙に掲げる各文  
書（以下、順に「文書1」ないし「文書11」といい、併せて「本件対象  
文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3  
条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月8日付け防官文第38  
15号及び令和4年2月25日付け同第2997号により防衛大臣（以下  
「処分庁」又は「諮詢相手」という。）が行った開示決定及び一部開示決定  
(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」と  
いう。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、  
おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

##### (1) 原処分1について

（略）

##### (2) 原処分2について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ  
きである。

イ及びウ （略）

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念の  
ため確認を求める。

オ （略）

### 第3 訒問相手の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3815号により、本件対象文書のうち、文書2（「答申書の交付について（府情個第526号。平成22年2月23日）」のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和4年2月25日付け同第2997号により、本件対象文書のうち、文書1、文書2（「答申書の交付について（府情個第526号。平成22年2月23日）」を除く。）及び文書3ないし文書11について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2（原処分）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約3年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月10日 濟問の受理
- ② 同日 濟問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月29日 審議
- ④ 同年12月4日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、濟問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、濟問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて濟問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして濟問庁に確認させたところ、濟問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成21年度決定10」につづられた文書の全ての開示を求めるものであることから、開示請求受付時点（平成31年1月8日）において当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする濟問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし4、10ないし14、22ないし25、31ないし33、37ないし39、44ないし47、51ないし53、57ない

し59、63ないし65、69ないし71及び75ないし77の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに印影等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があつた。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号5、6、15ないし18、26ないし28、34、35、40、41、48、49、54、55、60、61、66、67、72、73、78及び79の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省における担当者の内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号7、19、29、36、42、50、56、62、68、74及び80の不開示部分について

ア 当該部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号8の不開示部分について

ア 当該部分には、宿营地等における施設の状況又は当該施設の警備手順等が具体的に記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設における警備態勢及び警備要領が推察され、じ後、防衛省・自衛隊が行う類似の活動の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき、相当な理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号9の不開示部分について

ア 当該部分には、特定の留学場所、留学候補者に係る人数、留学候補者に必要とされる特殊な能力や資格の基準が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にした場合、特殊作戦群の隊員の能力が明らかになるとともに、部隊の運用能力が推察され、自衛隊の部隊の任務の遂行に支障が生じるおそれがあると処分庁が認めることにつき、相当な理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号20の不開示部分について

ア 当該部分には、自衛隊の保有する軽装甲機動車の運用及び性能に関する情報が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、軽装甲機動車の戦術的使用方法が明らかになるため、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号21の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省における審査請求に係る検討等に関する情報が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして

諮詢庁に更に確認させたところ、諮詢庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

防衛省における特定の開示決定等に係る異議申立ての検討等に関する情報については、これらを開示すると、特定の開示請求に対する防衛省の具体的な対応の在り方等が明らかとなり、今後の開示請求に対する防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、特定の開示請求に対する防衛省の具体的な対応の在り方等が明らかとなり、今後の開示請求に対する防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮詢庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (8) 別表の番号30の不開示部分について

ア 当該部分には、91式爆弾用誘導装置の性能に係る具体的な情報が記載されているものと認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の能力が推測され、航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるものと認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (9) 別表の番号43の不開示部分について

ア 当該部分には、海上自衛隊の指揮統制支援体制整備に当たっての指標や目標系列等の詳細な説明が記載されていることが認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の指揮統制支援全般に関する課題や課題克服に向けた取組の詳細が明らかとなることから、相手方が有効な対抗措置を講ずることや弱点を突くことを容易ならしめるおそれがあると認められ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 本件対象文書

- 文書1 行政文書開示決定通知書（平成21年5月28日付け防官文第677号及び平成21年4月27日付け防官文第5803号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書2 行政文書開示決定通知書（平成21年5月20日付け防官文第644号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書（平成21年5月29日付け防官文第6824号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書4 行政文書開示決定通知書（平成20年9月30日付け防官文第11337号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書5 行政文書開示決定通知書（平成21年2月23日付け防官文第2036号及び平成21年3月19日付け防官文第3381号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書6 行政文書開示決定通知書（平成21年5月29日付け防官文第682号）及び（平成21年7月29日付け防官文第9086号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書7 行政文書開示決定通知書（平成21年1月29日付け防官文第947号及び平成21年9月30日付け防官文第11305号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書不開示決定通知書（平成21年2月27日付け防官文第2277号及び平成20年12月22日付け防官文第15102号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書開示決定通知書（平成21年2月27日付け防官文第2278号及び平成21年6月15日付け防官文第7400号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書開示決定通知書（平成21年5月22日付け防官文第6542号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書11 行政文書不開示決定通知書（平成20年12月12日付け防官文第14549号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
3		46枚目から48枚目まで及び50枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
4		49枚目及び51枚目のそれぞれ一部	
5		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6		46枚目から48枚目まで及び50枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
7		3枚目、19枚目、27枚目、29枚目、33枚目、41枚目、53枚目、54枚目、71枚目、72枚目、81枚目及び82枚目のそれぞれ一部	
8		31枚目の一部	部隊の警備要領に関する情報であり、これを公にすることにより、今後

			の同種の活動における自衛隊の警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9		32枚目の一部	留学の概要及び選考要領等に関する情報であり、これを公にすることにより、特殊作戦群の運用構想が推察されるとともに、特殊作戦群の隊員の能力が明らかになり部隊の運用能力が推察され、特殊作戦群の任務の遂行に支障を生じるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書2	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
11		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
12		16枚目及び17枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
13		18枚目及び19枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号、FAX番号及びメール本文の一部を除く。）	
14		23枚目の一部（送信者の内線番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。）	
15		1枚目の起案者	国の機関が行う事務に関する情報で

		の内線番号	
1 6		1 6 枚目及び1 7 枚目のそれぞれ担当者の内線番号	あり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 7		1 8 枚目及び1 9 枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びF A X 番号	
1 8		2 3 枚目の送信者の内線番号、F A X 番号及びメールアドレス	
1 9		3 枚目、4 枚目、9 枚目、1 0 枚目、1 4 枚目、2 4 枚目及び3 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 0		8 枚目の一部	軽装甲機動車の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 1		1 8 枚目及び1 9 枚目のそれぞれメール本文の一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2 2	文書 3	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の
2 3		1 枚目の「合議」欄及び「主	

		管」欄の全部	
24		5枚目及び54枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。）	権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
25		51枚目から53枚目までのそれぞれ一部（担当者名の内線番号を除く。）	
26		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
27		51枚目から53枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
28		5枚目及び54枚目のそれぞれ送信者の内線番号、FAX番号及びメールアドレス	
29		3枚目、6枚目、16枚目、47枚目、48枚目、50枚目、58枚目及び59枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
30		32枚目から46枚目までのそれぞれ一部	誘導弾装置の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあることか

			ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
3 1	文書4	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 2		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
3 3		18枚目から21枚目まで及び23枚目から31枚目までのそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
3 4		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 5		18枚目から21枚目まで及び23枚目から31枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
3 6		3枚目、11枚目から13枚目まで、17枚目、36枚目、37枚目及び46枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3 7	文書5	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3 8		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部並びに欄外の印影	
3 9		31枚目及び32枚目のそれぞ	

		れ一部（31枚目の担当者の内線番号を除く。）	れがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
40		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
41		31枚目の担当者の内線番号	31枚目の担当者の内線番号
42		3枚目、13枚目、22枚目、23枚目、25枚目、27枚目、29枚目、44枚目、46枚目、50枚目、55枚目、56枚目、68枚目、69枚目、79枚目及び82枚目から84枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
43		24枚目	防衛省・自衛隊の情報業務に関する体制及び情報業務に係る体制整備の計画に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識及び情報業務の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
44	文書6	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の

4 5		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部並びに「件名」欄の一部	個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 6		4 6枚目から5 1枚目までのそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
4 7		5 2枚目及び5 4枚目のそれぞれ一部	
4 8		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 9		4 6枚目から5 1枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
5 0		3枚目、14枚目、27枚目、30枚目、32枚目、35枚目、37枚目、39枚目、40枚目、43枚目、45枚目、57枚目、58枚目、71枚目、72枚目、83枚目及び85枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5 1	文書7	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の

5 2		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 3		42枚目から46枚目まで及び48枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 4		1枚目の起案者の内線番号	個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 5		42枚目から46枚目まで及び48枚目のそれぞれ担当者の内線番号	個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 6		3枚目、19枚目、28枚目から30枚目まで、36枚目、54枚目、55枚目、71枚目から73枚目まで及び82枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5 7	文書8	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 8		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 9		90枚目から92枚目までのそれぞれ一部（90枚目及び91枚目の担当者の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

		く。)	
6 0		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 1		90枚目及び91枚目のそれぞれ担当者の内線番号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6 2		3枚目、13枚目、23枚目、72枚目、76枚目、83枚目、98枚目、99枚目、109枚目、110枚目、120枚目及び121枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6 3	文書9	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 4		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
6 5		51枚目から54枚目までのそれぞれ一部（51枚目及び52枚目の担当者の内線番号を除く。）	
6 6		1枚目の起案者の内線番号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 7		51枚目及び52枚目のそれぞれ担当者の内線	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正

		番号	な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 8		3枚目、13枚目、23枚目、26枚目、31枚目、42枚目、56枚目、57枚目、68枚目、69枚目、80枚目及び81枚目のそれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6 9	文書10	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7 0		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
7 1		17枚目から20枚目までのそれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
7 2		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
7 3		17枚目から20枚目までのそれ担当者の内線番号	
7 4		3枚目、10枚目、13枚目、15枚目、16枚目、22枚目、23枚目及	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることか

		び30枚目のそれ一部	ら、法5条1号に該当するため不開示とした。
75	文書11	1枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
76		1枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
77		14枚目の一部（担当者の内線番号を除く。）	
78		1枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
79		14枚目の担当者の内線番号	
80		3枚目、9枚目から12枚目まで、19枚目、20枚目、26枚目及び28枚目のそれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。